

羽生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

羽 生 市

## I 一般事項

### 1 趣 旨

本要領は、羽生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務の受託者の決定にあたり、豊富な経験と高い専門性を持ち、羽生市域の脱炭素化に向けた計画策定に向けて実効性のある提案ができる最も適した者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

### 2 事業概要

本市では、令和4年4月、2050年までにゼロカーボンシティを実現することを目指して「羽生市気候非常事態宣言」を表明し、地球温暖化や気候変動に対する施策を推進してきた。

については、国の掲げている温室効果ガスの削減目標を念頭に、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた地域づくりや施策に係る総合的かつ具体的な計画を策定する。

また、本事業は、環境省「令和6年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業第1号事業の1）」（以下、環境省補助金という。）の交付を受けることを前提に実施する。

### 3 業務の概要

- (1)業 務 名： 羽生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
- (2)履行場所： 埼玉県羽生市
- (3)履行期間： 契約締結日から令和8年1月21日（水）まで
- (4)業務内容： 別紙「羽生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
- (5)上 限 額： 7, 500, 000円（消費税込）※事業提案における費用上限額
- (6)環境省補助金に採択されなかった場合、本プロポーザルは無効となることがある。

### 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするもの（以下、応募者という。）の参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1)参加表明書等により、募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3)羽生市の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4)羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (5)会社更生法による更正手続開始の申立又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

## 6 選定スケジュール

|   | 日 程                         | 項 目         | 方 法 等       |
|---|-----------------------------|-------------|-------------|
| 1 | 令和7年4月 8日 (火)               | 公募開始        | ホームページ      |
| 2 | 令和7年4月 8日 (火)<br>～4月10日 (木) | 質問書の受付      | 電子メール       |
| 3 | 令和7年4月14日 (月)<br>～4月17日 (木) | 参加表明書等の受付   | 持参又は郵送      |
| 4 | 令和7年4月28日 (月)<br>～5月 1日 (木) | 企画提案書等の受付   | 持参又は郵送      |
| 5 | 令和7年5月22日 (木)<br>※予定        | プレゼンテーション審査 | 羽生市役所302会議室 |
| 6 | 令和7年5月下旬                    | 審査結果の通知     | 郵送          |
| 7 | 令和7年5月下旬以降                  | 委託契約締結      |             |

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対して質問がある場合は、下記の通り質問を行うこと。

- (1) 提出方法：「プロポーザル質問書」(様式第1号)により電子メールで提出すること  
 ※メール件名は「プロポーザル質問・事業者名」とすること。  
 ※メール送付後、必ず電話で送付した旨を伝え、着信確認すること。
- (2) 提出期間： 令和7年4月8日(火)～4月10日(木) 必着
- (3) 回答方法： 令和7年4月11日(金)までに回答を羽生市ホームページに掲載する。  
 ※本業務の受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

## 8 参加表明書の提出

応募者は、下記のとおり参加の意思表示を行うこと。

### (1) 提出書類：

応募者は、次の提出書類をA4版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本1部提出するものとする。

|   | 書 類 の 名 称 | 書 式   | 備 考 |
|---|-----------|-------|-----|
| 1 | 参加表明書     | 様式第2号 |     |
| 2 | 会社概要書     | 様式第3号 |     |
| 3 | 業務実績一覧表   | 様式第4号 |     |

### (2) 提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る

(3)提出期間： 令和7年4月14日(月)～17日(木) 必着

(4)参加資格要件の確認結果の通知：

提出書類により参加資格要件を確認し、結果について、郵便により通知する。

## II 審査及び選定

### 1 企画提案書等の提出

参加資格要件を満たした応募者は、下記のとおり企画提案を行うこと。

また、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験、実績等を踏まえた上で必ず記載すること。

(1)提出書類：

応募者は、次の提出書類をA4版縦長フラットファイルに綴じたものを、8部提出するものとする。

|   | 書類の名称     | 書式 | 備考                              |
|---|-----------|----|---------------------------------|
| 1 | 企画提案書     | 自由 | A4用紙(両面印刷)で5枚まで                 |
| 2 | 業務工程表     | 自由 | A3用紙(片面印刷)で1枚、A4版に折込み           |
| 3 | 実施体制表     | 自由 | A4用紙(片面印刷)で1枚                   |
| 4 | 見積書及び積算内訳 | 自由 | 1部に代表者印を押印、その他の7部は写し。税額も記載すること。 |

(2)提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。また、提出書類を確認した時点を受付日時とする

(3)提出期間： 令和7年4月28日(月)～令和7年5月1日(木) 必着

(4)留意点：

①提出は、1応募者につき1案とする。

②提出後の書類の追加や修正は、提出期限までの間に限り認める。

### 2 審査

本プロポーザルの審査は、以下の方法により「羽生市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務委託公募型プロポーザル審査要綱」による審査委員会が行う。

(1)プロポーザル審査方法：

提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

①審査日： 令和7年5月22日(木) 13時30分から

※各応募者の開始時間は、事前に別途通知する。

②会場： 羽生市役所 302会議室

③審査順： 企画提案書等を提出した順(受付順)

④審査基準：

別表【審査基準表】の項目に関する各審査委員の評価結果に基づき、合計点が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、本事業委託契約に向けて交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、審査結果が次点の者と交渉を行う。

また、合計点が最も高い応募者が複数いる場合、審査委員の多数決によって優先交渉権者を決定する。

なお、応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が最低基準点以上であれば、優先交渉権者に選定する。

⑤実施方法：

ア 参加者 3人以内とすること。

イ 時間 提案内容の説明は20分以内、ヒアリングは10分程度とする。

ウ 備品 パソコン、プロジェクタ等機器を使用する場合は、参加者が用意すること。  
スクリーン及び電源は本市が用意する。インターネット回線は提供しない。

⑥その他：

ア 提案内容の説明は、本業務に従事する担当者が行うこと。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出された書類を基に行うものとし、追加資料等の配布や追加の説明は認めない。

(2)審査結果

審査結果は、文書で通知する。

なお、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には応じない。

(3)契約締結

前述のとおり、本事業は環境省補助金を活用して実施するものであるため、環境省補助金の交付決定がされた後、優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。なお、再度の見積額は、企画提案時の見積額を上回ってはならない。

(4)再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。

ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を再委託してはならない。

### Ⅲ その他

#### 1 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。この場合において、失格となる応募者が優先交渉権者に決定されているときには、本市はその選定を取り消し、審査結果が次点の者を優先交渉権者に選定する。

(1)参加資格を満たさないことが判明した場合。

(2)各提出書類について、期間内に提出がなかった場合。

(3)書類等に虚偽の記載をし、又は重要事項を故意に記載しなかったことが判明した場合。

- (4)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合。
- (5)正当な理由なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合。
- (6)本要領に定めた手続以外の手法により、審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合（審査の公平性を害する行為があった場合）。
- (7)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合。
- (8)その他、本要領に違反した場合

## 2 その他

### (1)参加表明書の提出後の辞退

都合により参加を辞退しようとする場合は、速やかに「参加辞退届出書（様式第5号）」を提出しなければならない。

### (2)費用負担

応募に関する書類の作成及び提出、提案等に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを停止、中止、又は取消する場合においても、それに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

### (3)提出書類の取り扱い・著作権

①提出書類の著作権は、各応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

②提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り使用する。

③プロポーザル実施に関する情報（提出書類を含む。）は、羽生情報公開条例（平成13年条例第2号）に基づき、開示することがある。

### (4)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### (5)本市からの提供書類等の取り扱い

業務にあたって知り得た情報（本市が提供する資料・情報等含む。）は、目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

### (7)使用する言語等の規定：

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### (8)複数の応募者の構成員等になることの禁止

応募者は、他の応募者の構成員となることはできない。

## IV 事務局（問合せ先及び提出先）

羽生市環境課環境保全係（担当：武村、塩原）

所在地 〒348-8601 羽生市東 6-15

電話 048-561-1121（内線 295）

電子メール [kankyou@city.hanyu.lg.jp](mailto:kankyou@city.hanyu.lg.jp)

【別表 審査基準表】

| No. | 評価項目    | 評価項目                  | 評価の視点   |
|-----|---------|-----------------------|---|
| 1   | 企業・業務評価 | 業務実績一覧表<br>(様式4号)     | 同種・類似業務の実績があるか。   |
| 2   |         | 実施体制                  | 人員の配置、能力・資格等が適切か。   |
| 3   |         | 業務工程                  | 具体的かつ実現可能か。   |
| 4   | 提案内容評価  | 情報の収集、現状分析、アンケート手法の提案 | 基本的な情報収集や現状分析の手法は適切か。地域の課題の把握する内容か。   |
| 5   |         | 目標設定の提案               | 2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する内容か。   |
| 6   |         | 目標達成のための施策等の構想の提案     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の方向性や具体的な施策について、地域特性や課題に応じ、市民・事業者・行政の視点から示されているか。</li> <li>・以下の5項目についてもれなく示しているか。</li> <li>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</li> <li>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</li> <li>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</li> <li>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</li> <li>⑤ゼロカーボン・ドライブ</li> </ul> |
| 7   |         | その他追加提案               | 追加提案の内容に応じて加点する。  |

|   |      |           |   |
|---|------|-----------|---|
| 8 | 見積評価 | 見積書及び積算内訳 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容が適正か。</li> <li>・以下の見積額の段階により加点する。</li> <li>①上限額の 95%～99%</li> <li>②上限額の 90%～94%</li> <li>③上限額の 85%～89%</li> <li>④上限額の 80%～84%</li> <li>⑤上限額の 79%以下</li> </ul> <p>※割合は%表示数の小数点以下第 1 位を四捨五入</p> |
|---|------|-----------|---|